

地方財政の確保と充実を求める意見書（案）

現在、経済財政運営と改革の基本方針2021において、2022年度から2024年度までの予算編成に際し、「地方の一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」こととされている。

しかし、社会保障関係費については、消費税率の引上げにより一定の財源手当てがなされたが、少子化や高齢者人口の増加が続く現状では、今後も増大する見込みとなっている。さらに、足下の物価高騰への対応や地域のデジタル化・脱炭素化の推進等の対応すべき行政課題が山積している状況である。

そのような中、安定的な財政運営を進めるためには、偏在性が小さく、安定的な税体系の構築を進める必要がある。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 地方の安定的な財政運営の必要となる一般財源総額の確保充実を図ること。
- 2 とりわけ、少子化対策・子育て環境の整備、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障関係費の拡充を図るとともに必要な財源を確実に確保すること。
- 3 加えて、物価高騰や地域のデジタル化・脱炭素化等の行政課題への対応に必要な財源を確実に確保すること。
- 4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図り、地方税財源の充実強化を図ること。
- 5 国際課税ルール「第1の柱」の導入にあたっては、配分基準である「売上高」に地方における消費が含まれていること等から、地方にも課税権を配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月29日

様

和歌山県議会議長 濱口 太史
(提 出 者)
森 礼子
長坂 隆司
岩井 弘次
林 隆一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣 (地方創生)

内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)